

# 奈良先端科学技術大学院大学生命科学研究基盤センターの運営に関する規程

令和4年11月24日  
規程第 3 号

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学生命科学研究基盤センター（以下「センター」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(センター長)

第2条 生命科学研究基盤センター長（以下「センター長」という。）は、センターの業務を統括する。

(組織)

第3条 センターに、生命科学研究推進部門、施設・機器運用部門、研究連携支援部門を置き、それぞれ教員及び一般職員で構成する。

2 前項に規定する各部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 生命科学研究推進部門にあつては、先端技術を用いた支援による生命科学分野の研究推進及び先端技術を活用できる人材の育成
- (2) 施設・機器運用部門にあつては、第6条第1項に規定する各実験施設の管理運営及びセンターで管理する機器の整備
- (3) 研究連携支援部門にあつては、第6条第1項に規定する各実験施設及びセンターで管理する機器の共用推進並びに地域連携、国際連携及び産官学連携の推進

(部門長)

第4条 前条に規定する各部門にそれぞれ部門長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

2 部門長は、それぞれの部門に係る業務を掌理する。

3 部門長の任期は、1年とし、再任されることができる。ただし、部門長の在職する期間は、当該部門長を指名する学長の在職する期間を限度とする。

(生命科学研究基盤センター運営会議)

第5条 センターに関する重要事項を審議するため、センターに生命科学研究基盤センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置き、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 先端科学技術研究科長
- (3) バイオサイエンス領域長
- (4) 前条に規定する各部門長

- (5) その他センター長が必要と認める者
- 2 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。
  - 3 議長は、運営会議を主宰する。
  - 4 議長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員が、その職務を代理する。
  - 5 議長が必要と認めたときは、第1項に規定する委員以外の者を出席させることができる。
  - 6 運営会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
  - 7 運営会議の議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決する。

(実験施設)

第6条 センターに、次に掲げる実験施設を置く。

- (1) 放射線実験施設
  - (2) 動物実験施設
  - (3) 植物実験施設
- 2 前項第3号の植物実験施設は、植物温室及びグリーンラボで構成する。

(実験施設責任者)

第7条 実験施設に放射線実験施設責任者、動物実験施設責任者及び植物実験施設責任者（以下「責任者」という。）を置く。

- 2 責任者は、センター長の推薦に基づき、学長が指名する者をもって充てる。
- 3 責任者は、各実験施設に係る次に掲げる業務を行う。
  - (1) 管理運営の方針に関すること。
  - (2) 予算に関すること。
  - (3) 実験施設の維持及び整備に関すること。
  - (4) 実験施設の利用者の安全衛生管理に関すること。
  - (5) その他実験施設の管理運営に関すること。
- 4 責任者の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、責任者の在職する期間は、当該責任者を指名する学長の在職する期間を限度とする。

(利用負担金)

第8条 学長は、実験施設の利用に係る料金を利用者に負担させることができる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。